

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	担当	担当							文書取扱主任		

## 第 18 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成 25 年 2 月 18 日 (月曜日)	開会 13 時 30 分	閉会 16 時 30 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外～山本、井上、窪之内		菊井次長
欠席委員			村井主任主事
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 平成 24 年度後期高齢者医療特別会計補正予算について		
	(2) 平成 24 年度国民健康保険特別会計補正予算について		
	(3) 「まちづくりセンター 1 周年記念・クリスマスイベント」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税 1% 事業」の審査結果について		
	(4) 未来へつなぐ市民税 1% 事業補助金の見直しについて		
	(5) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(6) 滝川市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について		
	(7) し尿等共同処理事業 (M I C S 事業) について		
	(8) 公の施設の指定管理者の指定について		
	(9) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(10) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う条例の制定について		
	(11) 第 2 次健康たきかわ 2 1 アクションプランの概要について		
	(12) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(13) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(14) 条例の改正について		
	(15) 滝川市障がい者計画の策定について		
	(16) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	(17) 滝川新生園のあいがも事業について		
(18) 平成 24 年度介護保険特別会計補正予算について			
(19) 「滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例」の制定及び公の施設の指定管理者の指定について			

議 事 の 概 要	(20) 専決処分について
	(21) 高齢者実態調査について
	(22) 家族介護用品支給事業等の拡充について
	2. 第1回定例会以降の調査事項について
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した
	3. その他について
	社会福祉事業団の視察及び理事長との懇談会の実施については、今後の進捗状況を見守り、正副委員長に一任することとした。
	4. 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
	上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦

平成25年2月14日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長 前田康吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成25年1月17日付け滝議第121号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	庄野雅洋
市民生活部参事	伊藤克之
市民生活部参事	石川雅敏
市民生活部くらし支援課長	配野英夫
市民生活部くらし支援課主幹	松本真理子
市民生活部くらし支援課副主幹	<del>山川弘己</del>
市民生活部くらし支援課副主幹	佐藤之俊
市民生活部くらし支援課副主幹	原田暢裕
市民生活部くらし支援課主査	運上琢論
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長	工藤恒裕
市民生活部くらし支援課まちづくりセンター主任主事	壽崎美穂
市民生活部市民課長	榎木康人
市民生活部市民課主幹	杉原慶紀
市民生活部市民課副主幹	寺嶋悟
市民生活部市民課主査	千田きみ子
市民生活部市民課主査	金子和史
市民生活部市民課副主幹	梅津敏彦
保健福祉部長	佐々木哲
保健福祉部次長	<del>樋郡真澄</del>
保健福祉部福祉課長	国嶋隆雄
保健福祉部福祉課副主幹	中川祐介
保健福祉部福祉課主査	掘鋼治
保健福祉部福祉課主査	杉山敏彦
保健福祉部子育て応援課副主幹	前田昌敏
保健福祉部子育て応援課主査	庄野憲宗
保健福祉部子育て応援課こども発達支援センター所長	村井新知
保健福祉部介護福祉課長	高田和昌

保健福祉部介護福祉課主幹	渡 辺 多 恵
保健福祉部介護福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部介護福祉課副主幹	小 峯 智
保健福祉部介護福祉課副主幹	米 澤 敬 子
保健福祉部介護福祉課副主幹	深 村 栄 司
保健福祉部介護福祉課地域包括支援センター副所長	渡 邊 尚 子
保健福祉部健康づくり課長	長 瀬 文 敬
保健福祉部健康づくり課主幹	織 田 恵 子
保健福祉部健康づくり課副主幹	小野寺 英 子
保健福祉部健康づくり課副主幹	白 石 美 幸
保健福祉部健康づくり課主査	岩 佐 亨
保健福祉部健康づくり課主査	運 上 明 子
教育部社会教育課長	竹 谷 和 徳

(総務部総務課総務グループ)

第18回 厚生常任委員会

H25. 2. 18(月)13:30～  
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- |   |                |
|---|----------------|
| (1) 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算について                                 | (資料) 市民課       |
| (2) 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算について                                  | (資料) 市民課       |
| (3) 「まちづくりセンター1周年記念・クリスマスイベント」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について | (資料) まちづくりセンター |
| (4) 未来へつなぐ市民税1%事業補助金の見直しについて                                  | (資料) まちづくりセンター |
| (5) 平成24年度一般会計補正予算について  | (資料) くらし支援課    |
| (6) 滝川市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について                            | (資料) くらし支援課    |
| (7) し尿等共同処理事業（MICS事業）について                                     | (資料) くらし支援課    |
| (8) 公の施設の指定管理者の指定について   | (資料) くらし支援課    |

《保健福祉部》

- |   |             |
|---|-------------|
| (9) 平成24年度一般会計補正予算について  | (資料) 健康づくり課 |
| (10) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う条例の制定について                               | (資料) 健康づくり課 |
| (11) 第2次健康たきかわ21アクションプランの概要について                                     | (資料) 健康づくり課 |
| (12) 平成24年度一般会計補正予算について   | (資料) 子育て応援課 |
| (13) 平成24年度一般会計補正予算について   | (資料) 福祉課    |
| (14) 条例の改正について  | (資料) 福祉課    |
| (15) 滝川市障がい者計画の策定について   | (資料) 福祉課    |
| (16) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について   | (口頭) 福祉課    |
| (17) 滝川新生園のあいがも事業について   | (口頭) 福祉課    |
| (18) 平成24年度介護保険特別会計補正予算について   | (資料) 介護福祉課  |
| (19) 「滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例」の制定及び公の施設の指定管理者の指定について | (資料) 保健福祉部  |
| (20) 専決処分について   | (資料) 介護福祉課  |
| (21) 高齢者実態調査について  | (資料) 介護福祉課  |
| (22) 家族介護用品支給事業等の拡充について   | (資料) 介護福祉課  |

2. 第1回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

## 第18回 厚生常任委員会

H25. 2. 18 (月)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第18回の厚生常任委員会を開催いたします。

### 委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、委員の皆さん全員出席。議長出席。委員外議員として、山本議員、窪之内議員の出席を許可しております。傍聴として、渡邊龍之議員、小野議員の傍聴、そして道新、プレス空知の傍聴を許可しております。

それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきますが、本日は報告案件が非常に多いことから、所管の皆様におかれましては説明を簡潔によろしくお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、議案関連も数多くございますので、質疑に当たっては十分ご留意をお願いいたします。

### 1. 所管からの報告事項について

委員長 それでは、市民生活部から項目に従いまして説明をいただきますが、議案関連につきまして委員の皆様最初に報告いたします。(1)、(2)、(5)、(6)、(7)、(8)は議案関連となっております。

それでは、市民生活部より(1)、平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算についての説明を求めます。

#### (1) 平成24年度後期高齢者医療特別会計補正予算について

梅津副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(2)、平成24年度国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

#### (2) 平成24年度国民健康保険特別会計補正予算について

寺嶋副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、「まちづくりセンター1周年記念・クリスマスイベント」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について説明を求めます。

#### (3) 「まちづくりセンター1周年記念・クリスマスイベント」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について

工藤所長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 委員外議員として井上議員の出席を許可いたします。

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

- 委員長 それでは、報告済みといたします。  
続きまして、(4)、未来へつなぐ市民税1%事業補助金の見直しについて説明を求めます。
- 工藤所長 (4) 未来へつなぐ市民税1%事業補助金の見直しについて  
委員長 (別紙資料に基づき説明する。)  
説明が終わりました。  
質疑ございますでしょうか。
- 木下 補助の対象となる経費の中でその他の市長が認めるものというのは、例えば具体的にどんなのが入っていますか。
- 工藤所長 こちらのほうにある程度網羅されておりますので、基本的には何を想定というのはございませんけれども、ここに要綱などではっきり明記する関係上、申請の中でそこに出てこないような部分については市長が認めるというような形で判断したいというふうに考えております。
- 清水 未来へつなぐ市民税1%事業補助金は今後どうなるのかと、2つ並行というか併用というか、そういうご説明だったと思うのですが、例えば1番から17番の中で既にこれで3年度を終えて、今の要綱だとそれで終了というようなものもあると思うのですが、今回のこれは町内会連合会及び単位町内会と限定していますから、実行委員会形式のものは対象にならないということで、これまでのそういう事業はどのように継続がされていくのかということ伺います。
- 工藤所長 今委員さんおっしゃったとおり、今までの市民税1%事業というのは名称を変更して継続して今後も引き続き実施することになりますので、実行委員会形式で申請する場合は従前の市民税1%事業、今度市民力推進事業になりますけれども、こちらのほうを活用していただいて実施してもらおうと。あくまで今までの中の町内会等の部分のイベント、これを少し使いやすいようなものにするために分離したということになりますので、団体等は従前にも増して申請していただければなというふうには考えております。
- 清水 私が聞いたのは、3年終えて4年目に入るところは打ち切りになるということなのかと。私はこれまでの委員会でも、こういう事業というのはそもそも的に財源が寄附だとか、あるいは自主事業による財源でこういった補助がないと継続が難しいものが多いと、だから3年をもっと長期化するとか、あるいは3年で一定の成果が出たものについては別の補助事業として継続させるとかということ求めてきた経緯はあるのですが、例えば18の中でこれは3年、もう終わりましたよというものを番号で言っただけですでしょうか。
- 工藤所長 こちらのほうの表のそれぞれの番号の下に継続と新と書いてございます。この継続となっている部分が11ありますけれども、こちらが初年度から申請が上がっている事業ですので、ここに出ている継という11団体は全て3年経過するというので、補助は打ち切りということになります。
- 清水 それぞれについてお聞きするということはいませんが、盆踊りだとかいうのが幾つかあると思うのですが、盆踊りを含めた4番のライフサポート運営委員会など、例えば4番でいえば43万円のうち38万円なくなったら、これは到底運営できないですね、こういうものについては市はこれからどういう応援をするのでしょうか、10万円しか今度は受けられないから、38万円が10万円に減ってしまうということになると思うのですが。

委員長 清水委員、今の質疑内容につきましては（３）のところでの説明で終わっている内容なので、今の質疑につきましては（４）、市民税１％事業の補助についての説明ということなので、それに関する……

（「（３）はあくまでも18の新規の説明受けただけで、新たな制度改定については何も説明されていません。説明されたのはそれは（４）ですから」と言う声あり）

委員長 ちょっと休憩いたします。

休 憩 13:54

再 開 13:55

委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

清水 未来へつなぐ市民税１％事業がまず終了するということを受けて、例えば４番の事業などは連合町内会ですが、上限が10万円ということで38万円から見ると大幅な減少になると。これだけ全道にも名高い事業がもしかしたら継続できない可能性があるということについてどのようなフォローをしていかれる考えなのか伺います。

庄野部長 この未来へつなぐ１％事業につきましては、それぞれスタートの時点で制度のご紹介をしながら、３カ年事業ですよということを前提に、４年目以降は自立をしていただくということを踏まえて事業に取り組んでいただいています。当然のことながら、４年目以降、その体制の準備も含めてこの３年間取り組んでいただいているものというふうに考えておりますので、４年目以降については私どもの制度の中での新たな支援ということは特段準備をしていない、用意はしていないということでございます。また、私たちまちづくりセンターも含めてさまざまな活動についてご相談も受けますし、他の制度のご紹介というようなこともまちづくりセンターの機能として持っておりますので、それがまた次のさまざまな制度に合致するものがあれば、そういうご紹介もさせていただきながら支援はしたいというふうに考えております。

以上です。

清水 違う角度からお聞きしますけれども、もともと市民税１％事業と銘打ってきた割には、今年度の事業費は432万2,000円ということで0.1パーセントぐらいの規模なのです。今度の制度を変えた後、25年度は恐らく１％という名前を残すわけだよね。

（「残さない」と言う声あり）

清水 残しないと。予算の見込みだと大体どの程度というふうに考えておりますでしょうか。それを聞きながら、つまり１％事業というものを成果はもうあったので終わると、全く新たな考え方に基づく事業展開をするのだということなのかということもあわせてお聞きします。

庄野部長 説明の中でお話をさせていただきましたけれども、今回未来へつなぐ市民税１％事業については名称を変えさせていただくと、未来へつなぐ市民力推進事業補助金という形に変えさせていただくので、制度そのものがなくなったわけではございません。１％事業の中から町内会のイベント事業に関しては別に独立をさせるというような形での要綱の整理をさせていただいて、並行的に取り組んでいただくという形になってまいります。それと、1パーセントということは理念として、市民税を使わせていただくというようなことで当初名称をつけたということがあったかなというふうに思っていますが、当然のことながら

利用の実績以前の補助制度の実績等も踏まえて予算化をしてきたという経緯がありますので、1パーセントを特別それを予算化していく、あるいはこだわってということではないことも事実でございましたので、今回は未来へつなぐという形の名称とさせていただいたということでございます。

清 水

市長がかわられて、3年の次をどうするのかというところで新たな事業展開というのは全く私は問題というふうに思わないのだけれども、例えば18のうち7つが新規事業ですよ、2番の48万円とか7番の50万円とか、結構金額が大きいものも、13番も50万円ですよ。今度は連合町内会や町内会が外れて実行委員会形式になると、こういう50万円単位ぐらいのものがトータルで10個ぐらい入れば予算の規模的には継続していくということで、つまりいろんな補助金をやめたりいろんなことをして、かわりに1%事業という枠組みをつくってきたわけですよ。ということは、1パーセントという一定の金額、0.1パーセントなのだけれども、1パーセントを目指すとかという、そういう今までの流れをもうやめるのだということであれば、ではもとの補助していたときのそういったものを今度はまたもとに戻す必要があるのではないかとかという議論だってあると思うのです。そういう意味で、大きく言えば継続していくという考え方なのか、それともがらっと変えていくという考え方なのか、そういう点で伺いをしたいと思います。

庄野部長

今回名称が変わります未来へつなぐ市民力推進事業補助金については、1%事業というものを継続していく事業ということで、名称が変わると、それだけのことでございます。内容的には、今年度継続されている事業も新年度継続して引き続きこの事業で継続事業として取り扱っていくこととなります。

委員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(何事か言う声あり)

委員 長

委員外議員なので、質疑の内容についてはどういったことか、簡単にお願いたします。

窪之内委員外議員

補助の対象となる事業、団体についてお聞きしたいと思います。町内会の関係です。

委員 長

委員外議員の質疑について許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長

2分以内ということをお願いします。

窪之内委員外議員

補助の対象となる団体というのが町内会の活動の中で限定されているということなので、これの中には単位町内会と連合町内会だけなので、老人クラブと老人クラブ連合会というのは、これはもとの未来へつなぐというところでやるということだというふうに理解していいのかが1点と、あくまでも新規のイベントということなので、今まで連合町内会でやっていた盆踊りが事業が新しくなったからということでこっちの新しい事業だよということではないというふうに理解していいのか、2点について伺います。

工藤所長

1番目の老人クラブについては、こちらのほうではなくて今までの市民力推進事業のほうになります。

それと、今までの盆踊り、既に補助を受けていた団体のことを指しているのかなと思いますけれども、こちらのほうに移ったからといってその申請を受けるということではありません。

委員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。  
続きまして、(5)、平成24年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

**(5) 平成24年度一般会計補正予算について**

配野課長  
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(6)、滝川市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例についての説明を求めます。

**(6) 滝川市コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例について**

佐藤副主幹  
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下

この名称変更に伴いまして3月の広報でお知らせする形はとれないですね、議会の前だから。

(何事か言う声あり)

木 下  
委員長

わかりました。

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(7)、し尿等共同処理事業(MIICS事業)についての説明を求めます。

**(7) し尿等共同処理事業(MIICS事業)について**

石川参事  
委員長

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水

滝川市議会と流域下水道組合にどのような議案として出されるのか、もう一回整理して説明してください。

石川参事

流域下水道組合については、今年の9月に上程させていただきまして、既にそれは終わっています。それで、事業主体は石狩川流域下水道組合ということで、先ほどの5ページの図を見ていただきたいのですが、それぞれのまちが国に対し補助金の交付を求めて申請をすると、それをもって間接補助者となって流域下水道組合にお金を渡して事業をしてもらうという、これについてそれぞれのまちが事務をするのではなくて、代表市がやればこの事業は交付金を提供できるという国の制度だということです。ですので、先ほど説明ありました滝川、美唄、赤平、この3市が今現在代表市となれるということなので、滝川市が代表市になるということで、国に対しての交付の事務、それと石狩川流域下水道に対してお金を出すという事務を滝川市が受けると、ですのでほかのまちは滝川市にその事務を委託するということになりますので、議会に対して滝川市は受託の議案を提出する、そしてほかのまちは滝川市に対して委託の議案を提出するというような議案の内容になります。

以上です。

清水 その際にそれは条例とか規約だとかということの議案として出るのか、25年度予算の中に建設費、6億3,000万円から9億9,500万円にふえた建設費も当初予算として特会とかに提案されるような議案の中身になるのか、そこを伺います。

石川参事 事務委託の規約として提案する予定となっております。あと、これに関して予算についてもMICS事業の建設事業の補助金としての計上をして上程する予定となっております。

清水 その9億円というのは、議案に載るということでしょうか。

石川参事 9億円というのは全体事業費になります。ですので、今現在2カ年工事というふうに考えてございますので、25年度に係る建設事業費が計上されるというふうになります。

委員長 そのほか質疑ございますか。

荒木 ちょっと言葉の意味をお聞きするのですが、5ページ目の石狩川流域下水道組合MICS事業フロー図の上のほうです。だんだん右のほうに矢印が行っているのですが、石狩川流域下水道組合から北海道に対する工事委託、この意味は何でしょうか。

石川参事 今回の工事なのですが、1つの工事に2つあります。2つというのは、基幹事業が北海道でやる部分、それと市町村がやる部分、この2つがあります。それで1つの工事ということになります。1つの工事の中に共用部分、例えば脱臭設備の中では1つしか建物はありません。でも、それを道のほうでもお金出しますし、市町村のほうでもお金出すということで共用して建てるということになりますので、工事については北海道に対して工事を委託するという形をとるということで、工事委託というところで北海道にお任せして、北海道が発注するという形態をとるということでございます。

荒木 以上です。

荒木 これ事前審査だから微妙なのですが、要するにこういう共用部分があることによつて道に委託をするしかないという、選択肢はそれしかないということなのか。つまり例えば市町村共用部分でない部分については、組合が直接工事を行う、発注するということは可能なのか。要するに、いずれにしてもこういう形態をとらざるを得ないのかだけ伺います。

石川参事 おっしゃるとおり、共用しなくてもいい部分、直接出す部分については石狩川流域下水道の判断で出すのだと思います。一応滝川市は石狩川流域下水道に対して補助金、交付金を出すという形で、あと石狩川流域下水道組合のほうの判断によって執行されるというふうに考えています。

委員長 以上です。

委員長 そのほか質疑ございますか。

委員長 (なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

松本主幹 続きまして、(8)、公の施設の指定管理者の指定について説明を求めます。

委員長 (8) 公の施設の指定管理者の指定について  
(別紙資料に基づき説明する。)

松本主幹 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますか。

清水 議案に全くかわからない範囲で質疑をしたいと思いますが、指定先がどうだとかこうだとかということではなくて、協議をしてきた中身ということで市の基本

姿勢について伺いたいのですが、まず1点目は収支計画を出す上で30万円なり20万円なり、7パーセントだったかな、事業費の何パーセント以上の利益が出たら課税されるということで、課税されないように収入を減らすということ、そういう縛りを今までつけてきて、指定管理者の自主性を奪ってきたという経緯は私何度も指摘をしてきましたが、それについては改善の方向があるのかということが1点。

2点目は、コミュニティ施設であるにもかかわらず、開館時間である午前中の10時とか、あるいは日曜日の何時とか電話をかけると、ただいま留守をしていますということで、伝言も言うことができない。留守ですので、どこどこにご連絡くださいということもない。これで公共施設と言えるのかということも言ってまいりましたが、そういったことが今回の協議での基本姿勢としてどのような改善がされたのかと。

3点目は、指定管理におけるワーキングプアということで、ボランティアという位置づけで経理だとかいろんな、いわゆる恒常的な労働をしながら最低賃金も払われない。あるいは、年間の条件がクリアされているのに有休も与えられない。こういったことを放置してきたということについて、それについても今回改善を求めるような流れの中で進められてきたのか。

以上3点を伺います。

松本主幹

1番目のご質問でございますが、今まで年間の総事業費の12分の1以上が残った分につきましては市に返還いただきたいということでご指導しているのですが、必ずしも残ったから全部返しなさいということではなく、施設の整備に活用してください。それで、もしそれでも残ればお返しいただきたいということでご指導しているところでございます。12分の1というのは、それ以上になりますと税金がかかってくるということで、事業税がかかると、一回事業税をお支払いするとその施設が赤字になってもずっと払っていかなくてはいけないものだそうなのです。それを避けるために12分の1以上の残が出た場合には市のほうにお返しくださいということでお願いしてございます。

それと、2番目の留守電であるということなのですが、利用される方は恒常的に利用されている方が多いのです。それで、利用したときに次の分の予約を入れていく方がほとんどなのです。それで、突然来られるかた方とかということになりますと、例えば予約が入っていないものですから、留守になっていることがあるかもしれません。それにつきましては、会館の前に張り紙をしたり、連絡先はわかるようにはしてございます。あと、幸町なのですが、そちらには申請書を玄関に置きまして、ポストを置いて、その中に申請書を入れてくださいという方法をとっているところもございます。

それと、3番目の指定管理のワーキングプアということでボランティアの位置づけということなのですが、最低賃金も支払われていないということなのですが、これはあり得ません。10月に最低賃金が改正になったときに、コミュニティ運営協議会という会、12館の長が集まりまして運営協議会を開いておりますが、その中で最低賃金をクリアするためにことしからは幾らにしますかという協議を開きまして、最低賃金は割らないようなことできちんと皆さんの合意をとって行っているところでございます。それと、有休の関係につきましては、各運営委員会のほうでご検討いただきまして、管理人がお休みをいただきたいということであれば、役員のほうでそれをクリアしていただくような方

法でしていただいているところでございます。

以上でございます。

委員 長  
清 水

議案関連ですので、留意してお願いします。

どこに指定、どの法人あるいは個人に指定するかという質疑ではないので、議案はあくまでもどこに決めるということですから。

それで、今の1点目のご答弁は、利益について自治体が指定管理者に対して利益が出ないような範囲で物事を進めるということは、指定管理者の管理にかかわる法令の中には書いていないかもしれない。しかし、指定管理制度そのものが指定管理者のノウハウだとか自主性だとか、そういったものを活用して生かすことによって利用を拡大するとか、あるいは質を高めるとかということなわけです。それが利益が出たら返しなさいと。本来なら、ことし利益出ただけから、来年はもっと利益出そうと、幾ら課税されたにしろ、その利益でいろんな設備をよくしていく、そういう可能性は高いわけです。選択はあると思います。うちは幾ら利益出ても返すという選択は、それは認めないわけではないけれども、施設整備、それでも余ったら必ず返しなさいという、そのやり方というのはちょっと行き過ぎがあるのではないかなというふうに思います。そこは、相手の判断に任せるということがまずは大事だと思います。それについてのお考えをまず伺います。

2点目は、利用をふやそうというときに、いつも使っている人以外については全く、いろんな状況を電話で聞こうと思っても聞けないというような状況を合理化するような、肯定するような答弁はやっぱり僕は許されないと思うのです。公共施設である以上。今のああいう答弁は、私は認めたくないし、撤回していただきたいというのが2点目。

3点目については、それぞれの事業者の中での判断、運営委員会代表者の責任のもとで行われるわけだから、3点目については再質疑いたしません。

以上です。

委員 長

それでは、今の質疑につきまして、8番目の施設の指定管理についてのご説明ということですので、質疑の内容が案件とずれている部分もありますので、ご答弁できる範囲でご答弁いただければと思います。

庄野部長

最初の余ったらと、余ったらというよりは、それぞれの施設でまず有効に活用していただくと、利益が出れば有効に活用していただいているというのが基本でございます。余らせろということではなくて、活用していただくということがまずは基本にあると。その上で、先ほども申し上げましたように税の問題がございますので、一度税の支払いというような対象になってまいりますと赤字になって対象になってまいります。そういうことを気をつけていきたいと思います。そういう内容としてはご指導しているというようなことがございます。

それから、電話での受け付けの対応、これはそれぞれ施設によってはいろんな対応の仕方があろうかと思いますが、これも利用者の皆さんにご不便をかけることのないように、それぞれ運営委員会の皆さんとも協議しながら、支障のないような形で今後も進めてまいりたいというふうに思っています。

清 水

1点目について言えば、税金を払わないようにしようというのは、それは市の考え方であって、税金を払うということはそれだけ収入をふやさなければならぬということ。普通の法人だったら、税金払うのは当たり前なのです。ということは、指定管理の代行負担金が上がるということなのです。だから、

税金を払うということが当たり前の状況で、そこで指定管理の代行負担金を決めていくということが自主的な自由な、そういう事業をやっていく基本だと思う。そこでないところでやるというのは、これは全く自主性を期待できないとしか私は言いようがないと思う。その点について伺いたいのと、2点目は、留守電で何の不便もかけていないというふうに今部長言われたけれども、それは私さっき言ったように撤回を求めるぐらいのちょっとふざけた答弁だと。公共施設に電話して、ただいま不在です。後でおかけ直してくださいなんていうことが利用者に対して、市民に対して不便をかけていないなんていうことを部長が重ねて言うような答弁は、私は全く許されない。撤回してください。

委員長  
庄野部長

答弁できる範囲でよろしいですので、お願いいたします。

1点目の件については、もちろん収益が上がれば税を払うというのは当然のことですし、そういうことができればよろしいのですけれども、それぞれ施設、地域の実情等がございますので、今の利用の状況からいって多くの利益を上げるというようなことはなかなか厳しいという部分はあろうかと思えます。そういう面では、最大限の努力をしていただいた結果収益が上がれば、それはまたその施設の、あるいは運営委員会の活動として使っていただくということは大いをお願いをしたいと思いますし、それに向かった収益事業に取り組んでいただければというふうに思います。その上でなおかつ残るといったようなことがあれば、それは市のほうに戻していただければと思いますし、そういう面では自主性を奪うというような考え方は持っておりません。

それから、2番目の電話の関係、これは利用者に本当に不便をかけることのないように、これからはまた運営委員会の皆さんとも確認をしながら、先ほど言いました幸町のような例もございますので、おいでになる、または電話で再度のお願いをするというようなことがあったとしても利用者の皆さんに実質的なご不便をかけることのないように、それは努めてまいりたいと思えますし、運営委員会の皆さんとも十分に協議を進めていきたいというふうに思っております。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

ここで所管が入れかわりますので、10分ほど休憩を入れたいと思っております、55分から再開いたします。

休 憩 14:45

再 開 14:55

委員長

それでは、休憩前に引き続きまして、保健福祉部からの報告に入らせていただきますが、先ほども申し上げましたが、本日の報告案件が非常に多くなっておりますので、所管の方々におかれましては説明を簡潔にお願いいたします。また、委員の皆様には、議案関連も多いことから、質疑におかれましては十分留意され、また同じような内容の重複にならないようお願いいたします。

それでは、保健福祉部からの報告事項に入らせていただきます。保健福祉部については、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(18)、(19)、(20)、(22)が議案関連となっております。(9)、平成24年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(9) 平成24年度一般会計補正予算について

長瀬課長 (別紙資料に基づき説明する。)  
委員長 説明が終わりました。  
質疑ございますでしょうか。  
(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。  
続きまして、(10)、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う条例の  
制定についての説明を求めます。  
**(10) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴う条例の制定について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

長瀬課長 説明が終わりました。  
委員長 質疑ございますでしょうか。  
(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。  
続きまして、(11)、第2次健康たきかわ21アクションプランの概要についての  
説明を求めます。  
**(11) 第2次健康たきかわ21アクションプランの概要について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

小野寺副主幹 説明が終わりました。  
委員長 質疑ございますでしょうか。

清 水 第1次の成果が述べられましたが、成果の把握の方法等について伺いたいと思  
います。  
2点目なのですが、次期3年間の目標ということで、特に小学生の朝食欠食率  
というのは具体的にどのような方法で達成をさせていこうとしているのか伺い  
ます。

小野寺副主幹 最初の1番目の質問のことになりますが、成果の把握はどのようにされたかとい  
うことですが、平成13年度と平成22年度におきまして市民意識調査というこ  
とを実施しました。その中で市民健康づくりの成果というものが結果として挙  
げられましたので、ここで先ほど申したとおりです。  
以上です。

白石副主幹 2つ目のご質問の小学生の欠食のことで具体的にどういうふうに進めていくの  
かということのご質問だったと思いますが、今平成24年度から食育の行動計画  
というのを策定いたしまして、5年間の目標で小学生の欠食をゼロパーセント  
に近づけるという目標がございます。これは重点事業でことしの平成24年度か  
ら取り組んでいる事業なのですが、今進めておりますのは小学校の5、6年生  
を対象にした教育ファーム事業ということで、農家民泊をしながら、食の大切  
さを農業体験をしながら意識を高めていって、それを朝食の欠食率に結びつけ  
ながら、食生活はとても大事なのだということをお子たちの中に体験を通して  
進めてまいります。平成25年度以降に関しましても、この事業を今の段階では  
継続して進めていく予定でございます。  
以上です。

清 水 第1次健康たきかわ21の総括の中でも課題として、育児の能力が弱いというこ  
とが挙げられて、それと関連して朝食の欠食ということが挙げられているわけ  
ですが、そればかりとは言いませんが、子育て世代の収入が減っていると、祖  
父母のお金を使って上の学校へ行かせるだとか、今そういうのに減税が出てみ

たり、あるいはファストフードで済ませるだとか、いろんなことが言われているわけです。だから、対象としては非常に大きい課題で、そこに取り込まれるということは本当に大事だなというふうに思うのですが、今の農家での民泊体験というのはもちろんわかりますけれども、各学校に対して日常的にどのような指導というのか、啓蒙というのか、これまでやっていないことをやっていくということですから、そのあたりをもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思えます。

委員長 質問の趣旨は、各学校に対する具体的な指導としてどういうことが行われているかということでしょうか。

(「そういう世代の親に対して」と言う声あり)

委員長 ということでしょうか。なるべく簡潔に質問をお願いいたします。

それでは、ご答弁をお願いいたします。

長瀬課長 ただいまのご質問の学校等の部分なのですが、今回の部分の中では学校の健康の大切さの認識というのはもちろんなのですが、個人や家庭の健康づくりといったものを含めて取り組んでいかなければいけないというふうに考えてございますし、地域の実情に応じた部分の健康の取り組みも実践するような形でアクションプランに具体的に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(12)、平成24年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

#### (12) 平成24年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

前田副主幹

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下

児童数の減による減額で江部乙保育所の関係ですけれども、何人から何人になったかということだけ教えてください。

庄野主査

江部乙保育所の人数であります。当初見込みが延べ児童数で587名、平成24年度最終見込みが473名でございます。

委員長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、(13)、平成24年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

#### (13) 平成24年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、(14)、条例の改正についての説明を求めます。

#### (14) 条例の改正について

(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(15)、滝川市障がい者計画の策定についての説明を求めます。

**(15) 滝川市障がい者計画の策定について**

国嶋課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(16)、生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向についての説明を求めます。

**(16) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について**

国嶋課長

生活保護詐欺事件に係る訴訟等の動向についてですが、平成20年の提訴以来23回の口頭弁論が終わりました。その住民訴訟の判決が2月27日、札幌地方裁判所で行われるという報告を前回11月26日の委員会で報告させていただきましたが、先週末、訴訟代理人である顧問弁護士のところに裁判所から連絡がありまして、一月の延期となりました。3月27日水曜日の判決となったことをご報告させていただきます。また、その判決の内容につきましては、郵送にて訴訟代理人である丸山弁護士に送達されます。延期の理由につきましては、明らかにされておりませんので、不明であります。なお、この判決に関する控訴期間につきましては、実際に判決書を受領した翌日から起算して14日以内となっております。

以上です。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(17)、滝川新生園のあいがも事業についての説明を求めます。

**(17) 滝川新生園のあいがも事業について**

国嶋課長

(17)、滝川新生園のあいがも事業についてですが、現在新生園におきましては通所される園生の就労支援事業の一つであるあいがも事業が1月から休止状態にあることをご報告いたします。理由といたしましては、あいがも事業の主要な部分を担う事業団職員の方が退職願を提出され、2月以降有給休暇等の消化に入ることから、ひな等の受け入れができなくなっていることによるものであります。事業休止に伴いまして、事業団では理事長が大口の購入先には説明と謝罪に出向き、把握し切れない一般店舗などにおいては問い合わせについても理事長がみずから当たられているということを聞いております。現在事業団におきましては、新規職員の雇用、事業規模等の見直しを進めておりまして、早期の事業再開を目指すよう確認しております。また、一番重要であります通所される園生の方につきましては、花卉栽培等の訓練を行い、継続して通所されております。滝川市といたしましても、あいがも事業は新生園の主要な訓練事業と認識しております。最大限の協力、連携を図る中で早期の再開を目指していただくよう要請しております。

委員長

以上です。  
説明が終わりました。  
質疑ございますでしょうか。

清水

口頭報告だということなので、本来であれば滝川市の施設において施設を使って、しかもこれまで七、八千万円、多いときで1億円という売り上げを上げていながら、施設の利用料は滝川市に支払っていないと、そういう事業だったわけですが、今回休止ということで、必要なことはやっぱり明らかにしていただくということで、具体的なことをお伺いしたいと思います。まず、1月から休止ということと職員が2月から有休消化で休まれていると、つまり1月はいたということなのだよ。1月はいたのだけれども、なぜ休止になったのかと、要するに仕事をしなかったのかということが1つありますので、1月の最初から1月の中旬でいつから何人が職場で仕事をしなくなったのか、有休を使い始めたのかということをお伺いします。

2点目は、あいがも事業は自主事業と言われていたわけで、就労支援の施設の事業とは違うと、滝川市が指定管理代行負担金を支払ってやっている事業とは違うと、全く違うとは言いませんけれども、その施設を大きくしたり新しいところに加工場をつくらたりすることは、それは事業団の勝手だというご答弁が続いてきているわけです。そこで、お伺いしたいのですが、アイガモが一応今ゼロになったということで、園生に対する影響を具体的にお伺いしますが、園生にはあいがも事業をやっているおかげで作業代、作業工賃というのですか、が1万5,000円とか2万円程度上増しされていたというふうに聞くのですが、その総額、1年当たり総額幾らで1人当たり幾らという形でお伺いをしたいと思います。それが今度はゼロになったということで、それが幾らになるのかということでございます。

大きな3点目としては、結局新生園の事業として職員が8人いたうち7人がいなくなったわけですよ、私が聞いている中ではかつて新生園で仕事をされていたという方々が緑寿園やすずかけから来て仕事をかわっているというふう聞いておりますが、園生の指導について影響があるとかないとかという、そういう抽象的なことではなくて、具体的にどういう人事配置が行われたのかと、指定管理をしている一方、8人のうち7人が、しかもその1人は調理師さんですから、全員が入れかわるみたいなことですから、それについてどのように把握をされているのか。

以上3点についてお伺いいたします。

国嶋課長

まず、1点目、1月から休止という理由でございますが、アイガモについては11月、最後のひなの受け入れを行い、11月の末に出荷をしております。ですから、1月にもひなの受け入れ等をしていけば2月以降に出荷になるということで、それができないということで休止になっております。

次に、アイガモの自主事業というお話ですけれども、滝川市で事業団さんをお願いしているのは障がい者の通所事業だと、そのメニューについて取り組まれているのは事業団さんにやっていただいているという意味での自主事業でございます。

園生への影響といたしましては、今通所はされておりますので、あいがも事業にかかわる園生の作業の中身、以前ご報告させていただきましたけれども、ひなへの餌やり、またはひなの苗床といいますか、もみまきですとか、そういつ

た軽作業を担当していただいております。ですから、その出荷がとまったイコール園生の方の工賃が大幅に下がるというふうには見込んでおりません。また、工賃の考え方につきましては、福祉事業所につきましてはどこも同じですけれども、取り組んだそれぞれの事業、そのプラスの分が出たら園生の方に還元するというのが考え方でございます。たまたま先ほど7,000万円、8,000万円の売り上げということでお話がありましたけれども、ただ比例して出費もでございます。ですから、今の時点、途中時点で理事長さんのほうから伺っている範囲としては、今の工賃形態等を急激に見直す予定は今のところはないと。ただ、理事長さんのほうで新生園へ通われる家族の会の方との懇談も行っております。その中で今後の見込み、事業規模によりまして工賃等の見直しが必要になれば、それはまたその次の取り組みになられるのではないかと考えております。

職員の具体的な配置につきましては、12月末で施設の管理者の方が1名病気で退職されております。現在退職されている方は、その方1名であります。3月末を予定されて辞職願を事業団のほうに提出されている、そのお話しになった方があと6名いると聞いております。2月以降長期休暇に入られる、有休消化する予定という方は、2名というふう聞いております。ですから、現在更生園とあわせて給食等の提供も行っておりますけれども、そちらのほうは続けております。先ほど申し上げましたように3月末で退職される方を見越して職員の配置と雇用を事業団さんのほうで今進めているというふうに報告を受けております。

以上です。

清 水

今のご説明だと、11月にひなを受け入れて1月に出荷したと、これは正常に行われたというふう聞こえるご答弁だったのですが、実際には加工しないでかなりの数のアイガモを引き取ってもらうと、つまり加工するという部分の仕事を放棄したというふうにも聞いていますが、その点を確認します。つまり何羽のひなを入れて、そのうち何羽を加工して、何羽は加工しないで出荷したと、そういう形でお伺いをしたいと思います。

園生の工賃については、私はこれまで莫大というか、かなり数千万円の利益を上げながらもそれが園生の工賃にほとんど結びついていないと、1割とか2割しか結びついていなかったのだというふうに思うのです。そういう点でいえば、社会福祉法人あるいはこういった障がい者の施設としては、完全な利益事業で税金かけてもらってもよかったのかなというふうに思うぐらいの事業展開をしていたのを前市長時代からそれを擁護してきたというか、そういう経過だというふうに思うのです。工賃下がらないと言いますけれども、それはアイガモの利益の一部を充てていたから工賃が2万5,000円とか3万円とたしかご答弁あったと思うのですが、ことしは何とか払えるけれども、来年からはほとんど1万2,000円程度に下がるとか、そういったことも私はやむを得ないなというふうに思っているのですが、見通しについてお伺いをしたいと思います。

4点目については、つまり7人のうち1人はもう12月でやめられたと、6名のうち2人は有休とり始めたけれども、4名はまだ新生園にいるということですか。

国嶋課長

まず、2点目ですが、工賃に結びついていないという考え方が福祉事業所の工賃を定める際にはちょっと違うのかなと思います。例えば1億円の売り上げが

あるから、それが園生にすべて還元されるというものではございません。1億円の売り上げのために例えば出費として経費が幾らかかるのか、またその作業にかかわる園生の通所される日数、かかわれる作業の程度、それに応じて事業所さんごとに工賃の額を決めております。4月からは障がい者の方の就労支援施設ということで一緒のくくりになっておりますけれども、それ以前の知的障がい者の方の通所更生施設、その工賃の目安としては月に3,000円以上は支給しようというのが目標でございました。今福祉事業所では、いろんな事業に取り組んで工賃を上げていこうという取り組みはしております。

それと、残りの4名の方は勤務しているのかということですが、理事長のお話では2名が長期休暇に入るといってお話しか聞いておりませんので、勤務はされていると思います。

以上です。

佐々木部長 清水委員、確認ですけれども、食品加工をしないでアイガモを引き取ってもらうなど仕事を放棄しているのではないかというご質問ですか。

(何事か言う声あり)

佐々木部長 今回のことにつきましては、職員の退職に端を発して、あとは内部の体制、仕事の関係ということで、新聞報道にも出ましたけれども、その辺については実際事実とそんなに変わっていないと思っております。この間新理事長はかなり、就任間もない中で相当いろいろ苦勞して事業団の目指すべき方向へ邁進してきております。事業団の労使関係云々という話は私どもは余り口挟む立場でありませんが、仕事がいよいよ立ち行かなくなった状況になっているということで、それに対して今言いましたように理事長は何とかいい方向へ邁進してしております。まとめの話ですけれども、私どもとしましては何とか新年度に向けて、先ほどちょっと話ありましたけれども、体制も整備される中、少しでもあいがも事業に取り組めるよう理事長を今後ともしっかりサポートしていきたいという考え方でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長 入荷数だとか加工数だとか必要ですか。

(「必要です」と言う声あり)

委員長 では、わかる範囲で数値のほうをお願いいたします。

佐々木部長 聞いているところでは、ひな1,600入れまして、最後成鳥となったのは1,000で加工をお願いしております。600は、成長過程で死んだりなんかして、ロスという話を聞いております。

委員長 よろしいでしょうか。

(「よろしくない。全然把握おかしいでしょう」と言う声あり)

委員長 入荷数が1,600で加工が1,000、ロスが600。出荷というのは結局何羽、加工した分ですか。

佐々木部長 1,000です。

委員長 1,000が出荷ということで、600がロスということですか。

清水 私が聞きたいのは、新生園で行われた集団的な職場放棄の実態をこの数字で私は明らかにしたいということで、明らかになるのではないかと聞いています。つまり加工することを放棄したと、1,600のうち600も死ぬなんていうのは、これは感染症ですよ、そんなものおかしいですよ。恐らく歩どま

り99パーセントとかいくのですよ、これは。ということは、600は加工を放棄した結果、生きている状態である業者に引き取ってもらったという、これをちょっと確認をしたいと思います。

それで、なぜこういう障がい者福祉施設でありながら、園生たちが楽しみにやっているようなところで大規模な職場放棄が行われたのかと、この原因は1点しかないのですよ。旧市長時代に特別扱いを受けた佐藤豊昭という、この人が新しい理事会体制に不満を持って半旗を翻したと、それ以外の何物でもないのだけれども、少なくとも障がい者福祉施設にとって、就労支援施設にとってこんな人たちを雇っていたということが本当に残念でたまらないのです。そういう点で、集団的な職場放棄が起きたという事実を確認をしつつ、改善を求めたいと。

それと、もう一点は、アイガモが就労支援にすごく役に立っていたという実態ではないということが今の答弁で明らかになったと思うのです。1億円近いアイガモを売りながら、結局高い人件費を払っていくとほとんど利益はなくて、普通だったら1億円の売り上げあれば利用者に通常の給料を払えるぐらいのそういう事業であったはずなのです。それが障がい者福祉の施設にあるまじきそういう収支の実態、園生の工賃は事業をやってもやらなくてもほとんど変わりませんよという結果に結びついているのではないのかということ、それは私の意見も入っていますが、考え方を伺いたいと思います。

国嶋課長

重ねて申し上げます。売り上げが1億円あるから園生の給料が20万円、30万円にはなりません。

（「経費に消えたわけでしょう、ほとんど」と言う声あり）

国嶋課長

はい。なおかつ、園生の方、そこに行って、その例えばクッキーを売る。パンを売る。その事業所全体の売り上げが1,000万円ある。2,000万円ある。それが園生の給料に即はね返るという施設ではございません。先ほど言いましたように、取り組まれる事業、訓練費目は各事業所さんでばらばらです。新生園につきましては、過去振興公社さんから引き継いだときの経緯を含めてアイガモをやってきたと、知的障がい者の施設としては高額とも言える平均で2万数千円の工賃も支給することができていたと。ただし、その中身としましては、園生の方が例えばあいがも事業全般にかかわって全ての作業をやるのであれば、当然今委員がご指摘ありましたように一般の給与と同じような事業所の考えができると思いますが、施設の形としては決してそうではございません。あくまでも幾つかある花栽培、アイガモ、段ボールの収集、それらにかかわる園生の方それぞれの頻度に応じての工賃の設定をしていると聞いております。ですから、今ご指摘のありました一般と同じ給与が売り上げがあるから出せるのではないかというのは、それはちょっと違うと思います。

以上です。

佐々木部長

今清水委員さんからいろいろとご心配とこれからの励ましのお言葉をいただきました。それで、もう一回繰り返しますけれども、とにかく今体制等の問題でいろいろと課題が出ました。しかし、先ほど言いましたように市としましてもしっかり新理事長、石田理事長を支えながら、今言ったアイガモの再開、そして今以上にもっといい事業団となるような応援をして4月以降に向けていきたいと思っておりますので、清水委員さんほか議員の皆さんも今後ともご指導、いろいろとご協力よろしく願いいたします。

委員長

賃金等についてはよろしいですか。

（「まとめに入りますから」と言う声あり）

清水

国嶋課長とはちょっとすれ違うのですけれども、結局1億円近い事業の売り上げがあると、しかし園生に対しては2万数千円だから、2万円ぐらいの上増しですよね。20人として12カ月で480万円ですよ。では、ほかの経費はどこに行ったのかと。これがもし利益が別に出ているとすれば、社会福祉法人なのだから、障がい者福祉以外の目的で利益を上げたものについては税務署に対してはそういう申告もしなければならぬわけだ。だから、1億円に係る全てが社会福祉にかかわる経費でなければならないのです。ところが、どうもそうでないような実態が浮かび上がっているのではないかというふうに思います。それで、今過去についてどうのこうのとこれ以上言いませんが、次の段階として、新生園、つまり知的障がい者、あるいは更生園の身体障がい者、あるいは高齢者福祉という高齢の利用者の方々にとってこんな大規模なあいがも事業というのは、私はそれが全部還元されるのならやる意味はあると思いますが、還元されないということであればこんな大規模にやる必要はないということ、今後のあいがも事業については赤平に施設を一千何百万円で買ったから使わなければならないとか、そういうことではなくて、真に社会福祉施設として必要な事業の規模だとかということをお勘案して、それと一部新聞で報道されたアイガモを使っている業者さんが死活問題だと、これはまた別問題ですから、そういう大量生産事業は、もしあれば必要な事業をやりたい方に、希望される方に譲渡してやっていただくとか、そういうことを要望して終わりたいと思います。以上です。

委員長

質疑のポイントというのは出ていなくて、答弁よろしいのですか。

（何事か言う声あり）

国嶋課長

ご確認をいただきたいのですが、昨年の委員会でも新生園の決算書はお出ししております。その中で、あいがも等収益事業が8,000万円、それに伴う支出経費が七千数百万円というご報告をさせていただいております。差額1,000万弱、その中から純粋な工賃として今清水委員が計算されたような額は提出させていただいております。

また、譲渡の問題につきましては、社会福祉法人が取得した基本財産につきましてはその法人を解散するとき以外譲渡はほぼ不可能だと考えております。

また、ご意見としてありました事業の規模につきましては、先ほど言いましたように現在の新理事長さんも身の丈に合ったという言葉が使われて、新たに見直しを進めていきたいというお話をされております。

また、民間の方の死活問題というお話、確かに事業として考えた場合、福祉施設ではあっても買ってくれる購買者の方がいて初めて収益が上がります。その方たちには非常に迷惑をおかけするという事は市としても認識しております。滝川新生園のアイガモが好評で広まった背景といたしましては、福祉施設ということで恐らく単価設定が安いことが理由ではないかと市では分析しております。道内幌延町のほうで同じ社会福祉法人さんがアイガモを同じように生産されておりますが、そこと比較しても滝川新生園は非常に安い単価設定になっております。道外の一般のアイガモ事業所では高級食材ということで非常に高い設定、新生園さんのアイガモについては安い設定ということで非常に規模が膨らんでしまったのではないかなというふうに市としては判断しております。

- 委員長 以上です。  
そのほか質疑ございますか。  
(何事か言う声あり)
- 委員長 それでは、質疑の内容について簡潔にお願いします。  
窪之内委員外議員 有休の点についてとアイガモの施設の備品や設備について伺います。  
委員長 それでは、今委員外議員のほうから有給休暇についてと設備等についての質疑  
がございますけれども、許可してよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)
- 委員長 2分以内でお願いします。  
窪之内委員外議員 有給の休暇に2月から入っているということだったのですが、有休というのは  
年間定められた日数があるって、何年かたつと消滅していくというような状況に  
なってくると思うのですが、そういうところは事業団の規約からは3月いっ  
ぱい休んでいても大丈夫だというふうに確認していいのかどうかということと、  
これは市民から言われたことなのですからけれども、アイガモの関連の設備、備品、  
その他がなくなっているのではないかと、持っていかれているのではないかと  
いうことで指摘をされました。事業団が買ったもの、あるいはもともと市が貸  
している施設とか、そういうのがあると思うのですが、飼育場の小屋のビニール  
ハウスとかいろいろあると思うのですが、そういったことについてきちんと  
確認しているのかどうか、なくなっているものはないのかどうかについてお伺  
いします。
- 国嶋課長 有休については、事業団の理事長さんのほうからそういった主要な方が有休に  
入る予定であると、それが理由で今後以降のアイガモの受け入れが困難だとい  
う説明は受けておりますが、市のほうとして別法人の何日から何日までという  
確認はしておりません。ただ、規約上市に準じておりますので、年間持ち越し  
が40日、なおかつその方については生き物相手ということで土日等の代休出勤  
も多いと、2月以降出勤日、それらを足していっても有休丸々あればそれで間  
に合うかなという、ですから規約に反しているということではないと思います。  
次に、設備、備品等につきましては、その職員の方が一部自分の備品、重機等  
を持ち込んで作業に当たっていたと、その分については撤去されたというふう  
には聞いております。しかし、例えば市で整備したもの、事業団として購入し  
たものをその方が持ち去ったですとか、そういったことはないというふうに聞  
いております。中の引き継ぎについても順次進めているというふうに聞いてお  
りますので、もし例えば市なり事業団で購入した備品がないということになれば、  
それはもっと違う話になるかなとは思っております。  
以上です。
- 窪之内委員外議員 借りていた備品というのは、貸借契約とか結んで借りていたというふうに考え  
ていいのでしょうか。
- 国嶋課長 事業団として例えば大型重機を購入するなりリースを払うよりはその方の備品  
を貸借の契約を結んで安価だと判断したものについては、そういった契約を結  
ばれていたというふうには聞いておりますけれども、申しわけございません、  
その品目等詳細についてはちょっと把握はしておりません。
- 委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。  
(なしの声あり)
- 委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、(18)、平成24年度介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

**(18) 平成24年度介護保険特別会計補正予算について**

(別紙資料に基づき説明する。)

高田課長  
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(19)、「滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例」の制定及び公の施設の指定管理者の指定について説明を求めます。

**(19) 「滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例」の制定及び公の施設の指定管理者の指定について**

(別紙資料に基づき説明する。)

高田課長  
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清 水

議案審査にかかわらない範囲でちょっとお伺いをしたいのですが、事業団については公募しないということで、継続してやるということですから進められてきているわけです。その結果としてという話をするのではなくて、緑寿園の介護職員の募集が非常にうまくいっていないという話を何人かの方から私聞いているのですが、ゆゆしき事態というふうに思います。事業団の事務局長さんが私に直接、6人の新卒採用予定に対して全く応募がないと、こうやって言い切りました。私は、この事務局長さん何を考えて物言っているのだとちょっとびっくりしましたけれども、異様な事態が進行している可能性があるなど。つまり管理能力が欠如しているというか、滝川市の施設を管理してもらう上で介護職員の適切な補充ができないというのは大問題なのです。そういう点で市はどのように把握をされ、どういう指導をしているのか伺いたいと思います。

国嶋課長

緑寿園に限らず、指定管理要綱に定めておりますのはそれぞれの介護施設、障がい者施設、その他含めまして全て国が定めた施設基準、職員の資格、配置基準、それを満たしていただくということの前提のもとに管理代行をお願いしております。また、今お話にありました新採用募集に対して応募がゼロと、それがいつの時期かは存じませんが、私どものほうで応募数ですとかそちらのほうについては報告は受けておりません。ですから、詳細な把握はしていないのが現状でございます。

以上です。

清 水

問題は、適切に管理されているだろうというふうに考えているというふうな答弁だと思うのだけれども、それは当たらないです。今の時代に、給与水準でいえば滝川市職員に準ずる給与体系を持ったところに老人介護という目的で6人の介護職員を募集しても来ないと、これは全く不自然、不正常です。そういうふうに所管がもし受けとめていないとすれば、ちょっと認識甘いのではないのでしょうか。明らかに現在までに至る社会福祉事業団の経営に明らかな問題があったというふうに私は言わざるを得ない一つの事例だというふうに思いますので、これについては適切な調査をすべきではないのでしょうか。

高田課長

先ほど国嶋課長のほうからもありましたけれども、私どものほうにそのような

状況になっているという報告をいただいていないのが今の状況なものですから、調査したいと思います。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。  
(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。  
続きまして、(20)、専決処分について説明を求めます。

**(20) 専決処分について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

高田課長  
委員長 説明が終わりました。  
質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。  
続きまして、(21)、高齢者実態調査についての説明を求めます。

**(21) 高齢者実態調査について**  
(別紙資料に基づき説明する。)

渡邊副所長  
委員長 説明が終わりました。  
質疑ございますでしょうか。

清 水 まず、順番で聞きますけれども、二次予防対象者というのは予防給付を受けれる方たちということなのか、また別の概念なのか、そこをまず1点伺います。  
2点目は、(3)の③で医療機関、民生委員等からの情報収集というのがありますが、具体的に大変な作業だというふうに思うのですが、こういったところから何人程度情報が寄せられているのかと。④でいうと特定健康診査なのですが、これ何パーセント受けられているのかと。

(4)で説明されたのは、22年から専門調査員を配置するようになったということで、専門調査員の費用、人件費に加えて、1,500名の方について専門調査員だけでやっているわけではないというふうに思いますので、二次予防対象者把握事業の経費は全体で幾らぐらいなのかと。

4点目は、最後の(9)でいう緊急支援を要するケースが二、三件あるということですが、これは明らかに要介護認定ができるようなレベルの状況が把握をされたということなのか。1,500件のうち402件発見して、そのうち緊急は二、三件だという、そういう数を言われたのですが、そういうことなのかということ伺います。

以上です。

渡邊副所長 まず、1点目ですが、この事業は介護保険の予防給付の対象者は全く入っておりません。(2)の対象者のところにも記載させていただきましたが、要支援、要介護認定の方は除くとなっておりますので、まだお元気な方の中で心配な方を調査するということの事業です。国の介護予防事業と新予防給付、要支援とかと言われる介護保険の予防給付の方は対象から抜けております。

2番目に、医療機関、民生委員からの情報収集ということですが、下のほうにも書いてありますが、平成21年、相談業務20と入っていますが、実は包括の相談業務は18年度から500前後あるのですが、やはり介護に結びつく相談が主として、ここではそれらの数は入っておりません。それ以外の方の調査をしないという事業ですので、その中から見ますとかなり件数が少ないです。もちろん医療機関、民生委員さんのほうからの相談も、この事業に関しては三師会にも

ご挨拶に行きまして、こういうようなチェックリストにひっかかる方はご相談くださいと啓発事業は18年からやっていますが、行ってみますとそういう方ではなく、やっぱり介護保険に結びつくような方ですので、そのような方はこの統計処理上には入っていませんので、別な包括運営協議会等では包括支援センターの相談件数としては報告していますが、ここでは国で言う二次予防対象者の把握事業ですので、そちらのほうは入っておりません。

また、3番目、特定健診と言われるものですが、これは40歳以上は保健センターのほうで実際に行っておりますので、そこの中から65歳以上にご案内通知を差し上げるときに65歳以上の方には協力ということで郵送に入れていただいております。健診のときにそれを回収しているという、そこからチェックで上がってきたものに関してうちのほうで二次予防で保健師が指導に、または訪問とかしておりますので、中にも書いてありましたが、そのような方は非常に元気で健診にも来られる方ですので、そこから把握に上がってくる方は、ここに書いてあるように600ぐらいとか400ぐらいとか上がっているのですが、本当に数名で、発見率は低かったです。ですので、6番目に402件と書いてありますが、その方はほとんど個別調査等々で上がってきている方と理解していただければと思います。

4番目ですが、その中で二、三件緊急支援とありますが、先ほどもお話ししたようにそのような方はこの件数に入っておりません。402件には入っておりません。あくまでも402件というのはチェックリストの中のハイリスク者のチェックリストですので、これは相談件数としては402件外に計算しておりますが、倒れていたとか、ぐあい悪くて救急搬送したというレベルの件数が実態調査を何百件もしていますと遭遇することもあるので、この事業としての実績にはならないのですが、先ほど書かせていただいたように待っているだけではなく訪問することの効果ということでここにあって記載をさせていただきました。

調査員のお金の関係なのですが、22年、23年は実は緊急雇用の創出事業のほうがありましたので、そちらのほうで雇用させていただきました。非常に効果のある事業だということで、今年度から地域支援事業のほうで調査員1名を雇用していただきたいということで予算計上して、今実際継続して行っているところです。今ちょっと予算書ないのですが、単価は介護予防事業の介護員の825円、時給です。事務職よりは高いのですが、個別に実際に訪問して行うということで、以前からの介護予防事業にかかわる賃金単価にそろえて予算計上しているところです。ですので、7時間半で時給825円というような、総額は今手元にはないのですが、そういうような予算計上をしております。

以上です。

清 水

402人がほとんどが個別調査で把握されたと、特定健診を受けている方々は非常に元気な方が多いと。ということは、裏を返せば元気のない方々は特定健診に行けないというところで、特定健診で把握するのは難しいということがはっきりしたということは、これは非常に貴重な結果だというふうに思うのですが、問題はいわゆる孤独死、一人で亡くなるという方よりもお二人で暮らされている方々がお二人とも亡くなった状態で見つかる。この一、二カ月の間だったと思うのですが、九十何歳のお年寄りが亡くなっていたと、恐らく娘さんが介護をされていたのだらうと、ところが要介護認定も受けていなかったという報道がされましたが、そういったことが起きかねないような状況が今回発見され

渡邊副所長

たというか、これからこれを広げていくことでそういったことを防ぐことができるのではないかと、そういう感触等について伺いたいと思います。  
委員さんご指摘の部分は、確かに一部あるかと思えます。先ほど対象者のところでご説明しましたとおり、介護認定を受けることを知らずに、そういう状態になっても受けていच्छゃらない方、またそれをみずから発信できない方に関しては、うちのほうで認定をしていければひっかからないのですが、していなければひっかかってくるというところで、先ほど言ったように発見が遅くなって、その予防の対象者でない方も数件発見されるという効果は確かにあります。ですが、この問題点として対象者が1万人と非常に多いところから、今3年かかってもまだ一回りしていないという状況で、優先順位をつけまして、中でも記載させていただきましたが、地域事情に合わせて優先順位をつけてというところから75歳以上の独居、夫婦世帯、または今ご指摘にあった夫婦と若い世代と同居の方でも困っている方がいるという実態が最近見えてきていましたので、そちらのほうにということで、かなり年次計画的にやっていっても数年で一回りするかなといったところがありますが、地道にそれを重ねていくことはそういう要望には少なからずとも効果的なものだと考えておりますところから、緊急雇用が終わった後もこちらのほうで継続的に事業をさせていただいているところです。

委員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。  
(なしの声あり)

委員 長

なければ、報告済みといたします。  
続きまして、最後、(22)、家族介護用品支給事業等の拡充についての説明を求めます。

## (22) 家族介護用品支給事業等の拡充について

(別紙資料に基づき説明する。)

小峯副主幹

委員 長

説明が終わりました。  
質疑ございますでしょうか。  
(なしの声あり)

委員 長

それでは、報告済みといたします。  
以上をもちまして市民生活部、保健福祉部からの説明は全て終了いたします。

## 2. 第1回定例会以降の調査事項について

委員 長

続きまして、大きな2番目としまして第1回定例会以降の調査事項については、別紙のとおりとなっております。そのように確認してよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

委員 長

別紙調査項目のとおりと決定します。

## 3. その他について

委員 長

その他について何かございますでしょうか。

清 水

事業団の視察及び理事長さんとの懇談については、委員長、副委員長で前向きに検討されるというような話だったのですが、進捗状況についてお伺いします。  
今いろいろ先ほどご説明があったように2月、今月、また来月にかけて新年度に向けて新体制ということでスタートするのにご尽力いただいている最中ということもありまして、その結果を踏まえて、できれば今議会、3月もございませぬので、新体制のめどがつき、新体制に入ってから随時その状況を伺いつつ、4月に新体制ということを見据えて懇談会等々を行いたいと思っております。

委員 長 よろしいでしょうか。  
休憩します。

休 憩 16:25

再 開 16:30

委員 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
今の案件につきましては、委員長としても今は厚生常任委員会としてということではなくて、進捗状況を見守って、その後正副委員長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

#### 4. 次回委員会の日程について

委員 長 次回委員会につきましては、正副委員長に一任していただけますでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 それでは第18回厚生常任委員会を閉会いたします。

閉 会 16:30